

編集・発行

流山市農業委員会からの お知らせ(第14号)

平成28年12月28日
流山市農業委員会事務局
流山市平和台1-1-1
TEL 04-7150-6102



遊休農地の発生防止と解消に向けて！

利用状況調査(農地パトロール)を実施

農業者の高齢化や後継者不足などから、大切な農地が耕作されず遊休化している場合が少なくありません。

このため、農業委員会では、8月に農地の実態把握と遊休農地の発生防止・解消対策を目的として農業委員が地域を巡回し市内農地の利用状況について調査を実施しました。

新制度の農業委員・推進委員を募集しています

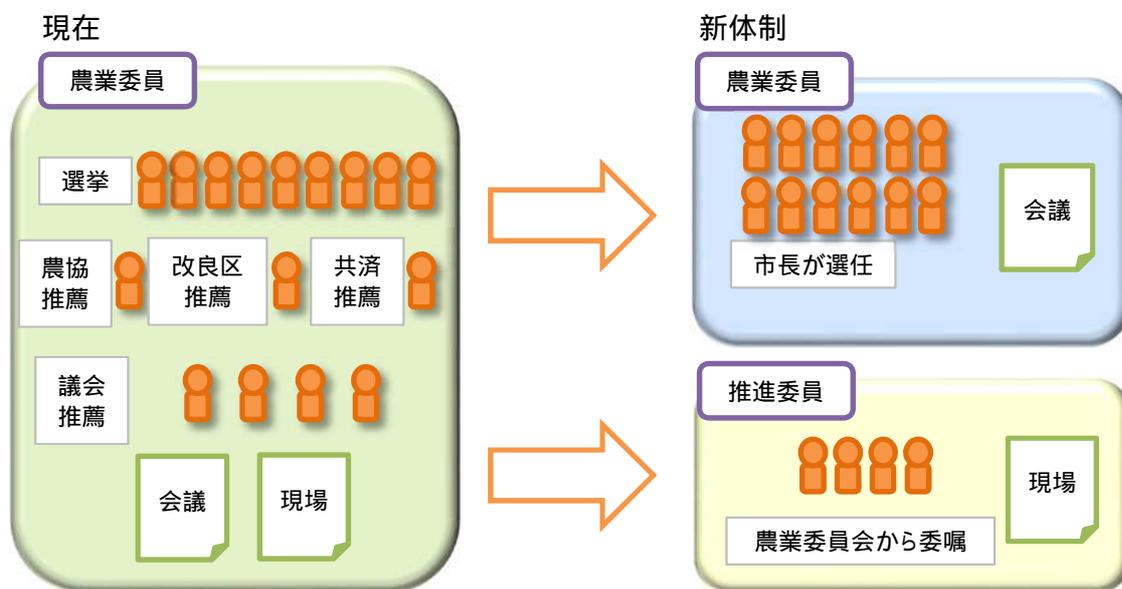
前号でもお伝えしたとおり、平成28年4月1日に施行された改正農業委員会等に関する法律では、これまで選挙による委員と、農業団体や市議会からの推薦による委員を合わせて農業委員とする仕組みが変更され、農業委員は全員、農業者などからの推薦又は本人の応募を基に、市長が選任することになりました。

また、農業委員会は従来任意業務であった農地の利用の最適化(詳細は下記参照)が必須業務とされ、それに伴い新たに農地利用最適化推進委員(以下、「推進委員」といいます)が新設されました。

推進委員については、農業委員と同様の推薦・応募を行い、農業委員会で委嘱を行います。

また、議会で「流山市農業委員会の委員及び流山市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」が可決され、農業委員の定数が12名、推進委員の定数が4名と定められたことから、12月21日より推薦・応募の受付を開始いたしました。

については、皆様の積極的な推薦・応募をお願いいたします。



必要に応じて、農業委員の現場活動、推進委員の会議参加も可能です。

業務について

農業委員は、従来通り会議を主体としつつ、その他の活動も並行して行います。また、下記農地等の利用の最適化の推進についても、推進委員を主体としつつ農業委員も参加します。

推進委員は、次のような「農地等の利用の最適化の推進」を担当区域ごとに行います。

- ・担い手への農地利用の集積・集約化
例えば、地域での話し合いに積極的に参加し、貸し手・借り手をマッチング
- ・遊休農地の発生防止・解消
例えば、農地のパトロールを行い、荒れそうな農地所有者に働きかけ
- ・新規参入の促進
例えば、参入希望者への技術指導や土地探しの手伝い

上記は主なもので、詳細については新体制始動後に指針を策定し、そこで定められます。



募集概要

～ 農業委員 ～

- 要件** 農業に関する識見を有し、農業委員会の職務を適切に行うことができる方
一定人数は認定農業者である必要があります。
利害関係を有しない者が一名以上必要です。
定数を超えた場合、選考において年齢、性別、地域の偏り等が考慮されます。
- 業務内容** 農地法等の許認可の審査や違反の処分、農地の利用状況調査等
- 募集人数** 12名
- 任期** 平成29年7月20日(木)から3年間
- 募集期間** 平成28年12月21日(水)から平成29年1月17日(火)まで
- 応募方法** 推薦・応募の書類を下記申請窓口へ持参
書類は申請窓口と流山市ホームページで配布しています
- 申請窓口** 流山市農業振興課(流山市役所第2庁舎3階)
- 報酬** 月額51,500円(会長及び会長職務代理者は金額が変わります)

～ 推進委員 ～

- 要件** 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方
- 業務内容** 左ページのとおり
- 募集人数** 下記の地区ごとに、それぞれ右の定数欄の人数

地図はイメージであり、行政区や地域境界を正確に表すものではありませんのでご注意ください。

地区名	その地区の区域(丁目及び大字を含む)	定数
1	流山、加、三輪野山、西平井、鱈ヶ崎、木、平和台、南流山、宮園、思井、中、芝崎、古間木、前平井、後平井、市野谷、野々下、長崎、十太夫、前ヶ崎、向小金、名都借、松ヶ丘、西松ヶ丘、駒木、駒木台、青田、美田、東初石、西初石	2
2	深井新田、西深井、東深井、平方村新田、平方、美原、こうのす台、江戸川台東、江戸川台西、中野久木、北、小屋、富士見台、上新宿、上新宿新田、南、大畔、若葉台、桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪	2



- 任期** 平成29年7月20日(木)から農業委員の任期満了まで
- 募集期間** 平成28年12月21日(水)から平成29年1月17日(火)まで
- 応募方法** 推薦・応募の書類を下記申請窓口へ持参
書類は申請窓口と流山市ホームページで配布しています
- 申請窓口** 流山市農業委員会事務局(流山市役所第2庁舎3階)
- 報酬** 月額51,500円

～ 共通注意事項 ～

書式をホームページで入手する場合は、トップページ(<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/>)の広報ID欄に「32336」をご入力いただいて、表示ボタンを押すと、該当ページに遷移することができます。

次の方は農業委員及び推進委員になることができません。

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・流山市の職員
- ・農業関係を除く流山市の2以上の審議会(農業関係を除く)の委員となっている者

農業委員と推進委員は両方に推薦・応募できますが、兼任はできません。(どちらかは必ず落選となります)

定数を超過した場合は、原則書類選考とし、判断がつかない場合、面接等の審査を行うことがあります。

書類の受付は、市役所閉庁日を除く、8時30分から17時15分に限りです。

申込書類は理由の如何を問わず返却しません。

推薦・応募にかかる費用及び面接等を実施する場合はその費用は、全て各自の負担となります。

任期については、法令の規定により、一定の場合に前後する可能性があります。

推薦・応募の書類に記載された事項は、法令の規定により、一部を除きインターネットで公表されます。

ご存じですか？農地の貸し借り 農業経営基盤強化促進法

農地の賃借をする方法としては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の制度があります。

- ・この制度は、市が関与するので安心して貸し借りができます。
- ・貸借に際しては、農地法の許可が不要で、手続きも簡易です。
- ・あらかじめ貸借期間を設定するため、期限がきた農地は離作料を支払うことなく、貸し手である農地所有者に返還されるので安心して貸付ができます。
- ・引き続き賃借を希望する場合は、賃借期間が終了しても、更新の手続きが行えます。

* 借り手については、年間150日以上農業に従事し、30アール以上の農地を耕作していることなどが条件となります。
詳しくは、農業委員会事務局及び地元農業委員へお問い合わせください。

平成28年賃借料情報

(1) 田(水稲)の部

締結(公示) された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
流山市全域	11,600円	21,400円	5,700円	109

(2) 畑(普通畑)の部

締結(公示) された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
流山市全域	12,300円	21,000円	5,900円	52

平成28年1月から平成28年12月までに、締結(公示)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、上記のとおりです。

データ数は、集計に用いた筆数です。

水稲で賃借料が物納支給の場合は、玄米30kg当たり5,900円に換算しています。

賃借料情報は、農地の賃貸借をする場合の目安となるよう、賃借料の情報を提供するものです。

あくまでも目安ですので、対象となる農地の条件等により当事者間の話し合いを通して、適正な金額を決めてください。

全国農業新聞を購読してみませんか

毎週金曜日発行
B3版8～10頁建

購読料:月700円[送料、税込み]



農業者年金に加入しましょう。

保険料は、月額2万円から6万7千円まで。
ライフプランに合わせ保険料を自由に選択できます。

